

新組合設立スケジュール及び課題について

1 新組合の設立について

新組合は、平成 29 年度内の設立を目指し、施設整備候補地が決定後に行なう。

施設整備候補地が決定後、新組合設立に必要な期間は 6～8 箇月となる。この場合の期間は、規約案が合意に至っており、県との事前協議が開始されていることが前提となる。

○新組合設立の想定

- ・平成 29 年 5・6 月に建設候補地が決定の場合 平成 29 年 12 月若しくは平成 30 年 1 月に新組合設立
- ・平成 29 年 7～9 月に建設候補地が決定の場合 平成 30 年 3 月以降に新組合設立
- ・平成 29 年 10 月以降に建設候補地が決定の場合 平成 30 年 5 月以降に新組合設立

2 新組合格約について

平成 27 年度はごみ処理広域化部会の開催により、新組合格約案について協議を重ねている。平成 28 年度においても引き続き協議を行い、平成 28 年 12 月を目途に規約案を作成する。規約案は平成 29 年 2 月に市町合意を目指し、その後、新組合設立許可のため岩手県との事前協議を開始する。

3 平成 29 年度内に新組合が設立される場合の課題

(1) 新組合と協議会の併設

年度途中で新組合が設立される場合には、その年度に協議会で発注・施行している委託業務については、その年度末まで協議会が執行する。そのため、新組合と協議会は併設となる。

(2) 負担金

構成市町は、新組合と協議会のそれぞれに負担金を支出する。平成 29 年度当初予算に計上が必要となる。

(3) 職員

構成市町は、新組合と協議会のそれぞれに職員を派遣する。平成 28 年度の前半に市町の職員派遣等の協議が必要となる。

4 その他の課題

- (1) ごみの分別や減量化等の統一
- (2) 既存組合の統合、既存施設の承継
- (3) 中継施設建設時に発生する既存施設解体費の負担
- (4) 環境負荷が多くなる盛岡市への対応（最終処分場、還元施設等）